

食事申込みについての確認事項

食事申込みについては、下記の事項をご確認のうえ提出漏れや記載漏れ等がないようお願いします。

1) 食事申込書、野外炊事注文書、食材注文書は、必ず2週間前までに提出してください。

①食事申込書

- ・食事の内容に○をしてください。(自主手配される場合も、該当欄に○をお願いします)
- ・連泊の場合の標準食は、メニューを変えるよう配慮しています。
- ・特別食・弁当欄は、()内に希望のメニューを記入してください。
- ・食物アレルギー対応を希望される場合は、別途成分表をお渡しします。

②野外炊事注文書

- ・バーベキューセットは10食以上で、5月から9月までの期間限定メニューです。
- ・バーベキューセット、焼きそばセットの材料はカット済み、班分け可能です。
ただし、1班5食以上とします。

③食材注文書

- ・希望の食材は、具体的にできるだけ細かい情報を記入してください。

2) 数変更、取りやめ(キャンセル)について

食事申込みの数変更、取りやめ(キャンセル)の連絡期限は、下表のとおりです。

原則として連絡期限以後は応じられません。

連絡期限以後の数変更、取りやめ(キャンセル)に応じる場合は、食材調達、人員手配、仕込み等の準備に要した経費をキャンセル料として徴収します。ただし、災害その他不可抗力による理由または管理上の理由による場合を除きます。

区 分		若干数変更 【申込数の25%かつ10食までの変更】	大幅数変更、取りやめ(キャンセル) 【申込数の25%または10食を超える変更】
食堂食	標準食	前日まで	7日前まで
	特別食	4日前の午前10時まで	
弁当		4日前の午前10時まで	
野外炊事食材		4日前の午前10時まで	
紙パックジュース		数変更、キャンセル不可	

※ 当施設では、利用日の2週間以上前から食材調達、人員手配等の準備に取り掛かりますので、大幅な数変更や取りやめ(キャンセル)を極力控えていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

やむを得ない事情により大幅な数変更等をされる場合は、可能な限り早い時点でお知らせください。